

## 公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

平成 14 年 3 月 29 日  
閣 議 決 定

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第 34 条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成 14 年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成 17 年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

資料  
10

## 公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会の開催について

## 1 趣旨

「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成14年度中を目途とする「公益法人制度等改革大綱（仮称）」の策定に向けた具体的検討を進めていくに当たり、その参考に資するため、「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催し、有識者の意見を聴取する。

## 2 メンバー等

- （1）懇談会は、有識者の参集を求め、行政改革担当大臣の下に開催する。
- （2）懇談会では、その必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取する。

## 3 庶務

懇談会の庶務は、内閣官房（公益法人制度改革推進担当）において処理する。

（参考）

## 公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会メンバー

入山 映 笹川平和財団理事長  
太田達男 （財）公益法人協会理事長  
加藤秀樹 構想日本代表  
神田秀樹 東京大学教授  
関 幸子 （株）まちづくり三鷹事業部プロジェクトグループマネージャー  
中里 実 東京大学教授  
中田裕康 一橋大学教授  
橋本博之 立教大学教授  
水口弘一 （株）野村総合研究所元社長  
山岡義典 NPO法人日本NPOセンター常務理事／法政大学教授

# 公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針

平成 15 年 6 月 27 日  
閣 議 決 定

## 1 改革の目的と検討の方向等

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。

これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21 世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。

また、民間非営利活動は、国民一人一人に職場や家庭とは異なる多様な活動の場を与えるため、個人の価値観が多様化した現代社会に対応するものである。個人の様々な価値観を受け止め得る民間非営利活動を促進することによって、個人の活動の選択肢が広がり自己実現の機会が増進するものと考えられる。

したがって、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進するための方策を講ずる必要がある。

公益法人（民法第 34 条に基づく社団・財団をいう。以下同じ。）は、我が国の社会経済において重要な位置を占めているこのような民間の非営利活動を担う代表的主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治 29 年の民法制定以来、100 余年にわたり抜本的な見直しは行われておらず、特別法による法人制度を除き、近年に至るまで、一般的な非営利法人制度がなかったため、時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘がある。

特に、公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている。

こうした諸問題に対処し、更に 21 世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展を促進することが喫緊の課題となっていることから、次の方針をもって公益法人制度の抜本的改革に取り組むこととする。

## 2 新たな非営利法人

### (1) 一般的な非営利法人制度の創設

現行の公益法人制度は法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。

このため、法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する。

この非営利法人制度は、民間の非営利活動を促進するため、準則主義（登記）により簡便に設立

できるものとし、そのガバナンスについては、準則主義を採る現行の中間法人や営利法人を参考にしつつ、法制上の在り方を検討する。

なお、非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理することとする。

## (2) 非営利法人における公益性

公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、

① 公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方

② ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等

を含め検討する。

## 3 新たな非営利法人に対する税制上の措置

法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている。新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、こうした考え方を踏まえつつ、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する。

## 4 移行等

現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。

また、財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する。

## 5 今後のスケジュール等

有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成16年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す。

その間、新たな制度の検討状況を適時に公表する等、広く国民の理解を得つつ、円滑に改革を推進するよう努めるものとする。

## 公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会の設置について

平成15年8月1日  
関係省庁申合せ

1. 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、改革の具体化に向けた検討を進めていくに当たり、関係府省の緊密な連携を図るため、公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
2. 連絡協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
  - 議長 内閣官房副長官補
  - 副議長 内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進総括整理担当）
  - 構成員 内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進担当）
    - 総務省大臣官房長
    - 自治税務局長
    - 法務省民事局長
    - 財務省主税局長
3. 連絡協議会に幹事を置く。幹事は、関係府省の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡協議会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に掲げるもののほか連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会幹事

内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進担当）  
 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）  
 内閣官房内閣参事官（公益法人制度改革推進担当）  
 総務省大臣官房管理室長  
 自治税務局都道府県税課長  
 法務省民事局参事官  
 財務省主税局税制第二課長

資料  
13

## 公益法人制度改革に関する有識者会議の開催について

## 1 趣旨

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、具体的な検討を進めていくに当たり、その参考に資するため、有識者の参集を求め、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

## 2 検討課題

会議は、基本方針を踏まえ、公益法人制度の抜本的改革について、検討を行い、具体的な提案を行う。

## 3 構成及び運営

- (1) 会議は、法人制度等に関する有識者の参集を求め、行政改革担当大臣の下に開催する。
- (2) 会議に、公益法人の運営実務等に関する専門的事項について意見を求めるため必要があるときは、公益法人関係の有識者等の参集を求めることができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (4) 会議の下に、新たな非営利法人制度について、専門的観点から検討を行うため、非営利法人ワーキング・グループを開催する。

## 4 庶務

会議の庶務は、内閣官房（公益法人制度改革推進担当）において処理する。

## 公益法人制度改革に関する有識者会議メンバー

(座長)	福原 義春	(株) 資生堂名誉会長
(座長代理)	能見 善久	東京大学教授 (民法)
*	石川 睦夫	(財) 住友財団専務理事・事務局長
	岩原 紳作	東京大学教授 (商法)
	宇賀 克也	東京大学教授 (行政法)
*	勝又 英子	(財) 日本国際交流センター常務理事・事務局長
	加藤 秀樹	構想日本代表
	金子 宏	東京大学名誉教授 (租税法)
	河野 光雄	内外情報研究会会長・経済評論家
	関 幸子	(株) まちづくり三鷹事業部プロジェクトグループマネジャー
*	田中 清	(社) 日本経済団体連合会常務理事
	田中 弥生	東京大学助教授 (非営利組織論)
*	東ヶ崎 邦夫	(社) 日本アイソトープ協会総務部長
	中田 裕康	一橋大学教授 (民法)

(注) \*印は、公益法人関係の有識者

## 非営利法人ワーキング・グループ メンバー

(座長)	※	能見善久	東京大学教授(民法)
	※	岩原紳作	東京大学教授(商法)
		植垣勝裕	法務省民事局参事官
	※	金子宏	東京大学名誉教授(租税法)
	※	中田裕康	一橋大学教授(民法)
		山田誠一	神戸大学教授(民法)
		山野目章夫	早稲田大学教授(民法)

(注) ※印は、有識者会議(親会議)兼任

## 今後の行政改革の方針（抄）

平成 16 年 1 2 月 2 4 日  
閣 議 決 定

## 1 政府及び政府関係法人のスリム化等

## (4) 行政代行人等の見直し

官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成 18 年度末までに、以下の法人について、所要の見直しを行う。

## ア 特別の法律により設立される法人

(ア) 特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）において、初回の見直しを平成 17 年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。

(イ) その他の特別の法律により設立される法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。

## イ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人

(ア) 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、上記アの法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定。以下「改革実施計画」という。）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。）については、法令等で定められた特定の事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、改革実施計画にならって、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格な見直しを行う。

(イ) 今後、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合には、改革実施計画を踏まえ、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。

## ウ 基金等を保有する法人

補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、以下の基準を策定するとともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行う。

- ・基金事業の見直しの時期の設定に係る基準
- ・資金事業の目的達成度の客観的な判定、公表に係る基準
- ・基金の保有割合についての数値基準
- ・使用見込みのない資金の国への返納に係る基準



## 6 公務員制度改革の推進等

### (1) 公務員制度改革の推進

#### イ. 当面の取組方針

当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。

#### (ア) 適切な退職管理

(ii) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職については、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後2年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

#### ウ. 当面の改革の進め方

上記イ(ア)(i)、(イ)及び(ウ)については、内閣官房及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進する。上記イ(ア)(ii)については、内閣官房が中心となって検討、調整を行い、推進する。

また、現行制度下における改革の推進を図る観点から実施体制を整備する。

## 7 公益法人制度の抜本的改革

現行の公益法人(民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。)の制度の抜本的改革については、行政の在り方を見直す観点からも重要であることにかんがみ、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止し、21世紀の我が国の社会経済にふさわしい透明性の高い新たな仕組みの構築を目指すなど、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、改革を着実に実施していくものとする。

このため、一般的な非営利法人制度、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益法人の新たな制度への移行等について、その基本的枠組みを別紙3のとおり具体化し、これに基づき、更に具体的な検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す。

## 公益法人制度改革の基本的枠組み

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、公益法人制度改革の基本的枠組みを以下のとおり具体化する。

### 1 改革の方向性

#### (1) 改革の趣旨

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

また、民法制定以来100余年にわたり抜本的な見直しが行われていない現行の公益法人(民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。)の制度については、歴史的に大きな役割を果たしてきたものの、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人が存続しているなど様々な批判、指摘を受けるに至っている。

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

#### (2) 基本的な仕組み

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義(登記)により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

また、各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設する。

### 2 一般的な非営利法人制度

#### (1) 総則的事項

法人類型は、法人格付与の対象に応じ、社団形態と財団形態の2種類とする。

準則主義に伴う法人制度の濫用防止の観点から、株式会社制度と同様の解散命令制度・休眠法人整理の制度を設ける。

#### (2) 社団形態の非営利法人制度

営利を目的としない団体を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進するため、社員となろうとする者が2名以上集えば、一定額以上の財産的基盤がなくとも、法人の設立を可能とするほか、その事業について格別の制限をせず、公益活動を含めた幅広い活動ができることとする。

法人の自律的な運営を確保するため、社員総会及び理事の制度を設けるほか、定款による理事会や監事の設置を可能とする。

また、法人運営の適正化を図るため、理事の法人又は第三者に対する責任規定、社員による代表訴訟制度及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設けることにより、株式会社制度と同程度の自律的なガバナンスを確保する。

法人の非営利性を維持しつつ、その資金調達手段や財産的基盤を確保するため、拠出金制度の選択を可能とする。

### (3) 財団形態の非営利法人制度

設立者の創意に基づく財産の社会的な活用を促進するため、必要最小限の資産で、法人の設立を可能とするが、その目的及び事業に一定の制限を設けることの当否について検討する。

設立者の意思を尊重しつつ、法人の自律的な運営を確保するため、理事の業務執行を牽制、監督する新たな法定の機関（評議員会）を設けるほか、理事会及び監事を必置機関とする。

また、法人運営の適正化を図るため、社団形態の非営利法人の場合と同様、理事の法人又は第三者に対する責任規定及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設ける。

### (4) その他

以上のほか、定款又は寄附行為の変更、合併、解散、清算等に関する所要の規定を設ける。

また、一定規模以上の法人については、会計監査人による監査を義務付ける方向で検討する。

なお、中間法人制度は、社団形態の非営利法人制度に包含される関係となるため、これを廃止することとし、移行に関する所要の規定を設ける。

## 3 公益性を有する非営利法人を判断する仕組み

以下の方針により、公益性を有するにふさわしい規律のしっかりした非営利法人の受け皿となる仕組みを構築する観点から、具体的な制度設計を進める。

なお、特定非営利活動法人制度については、引き続き存置されるものとする。

### (1) 判断主体

現在の主務官庁から中立的に判断を行うために、内閣に民間有識者からなる委員会を設置し、当該委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断することとし、事後チェック、不服申立ての処理等を含め、業務を的確かつ迅速に遂行できるよう、必要な事務体制の整備を図るとともに、様々な活動分野における公益性を専門的見地から適切に判断できる措置を検討する。

また、一定の地域を拠点として活動する非営利法人に関しては、原則として都道府県知事において判断等を行うこととする。その際、都道府県に国に準じた機能を有する体制を整備し、国との間で公益性の判断等の取扱いについて整合を図る。

### (2) 判断要件

判断要件については、現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）等を踏まえつつ、法人の目的、事業及び規律の面から、できる限り裁量の余地の少ない明確なものとする。

公益性を有する非営利法人（以下（2）及び（3）において「法人」という。）の目的については、積極的に不特定多数者の利益の実現を図ることを基本とし、公益は従たる目的となる範囲内で認められる方向で検討する。

法人の事業については、公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めること、付随的に収益を目的として行う収益的事業の利益は原則として公益的事業のために使用されること、公益的事業が営利企業の行う活動を阻害しないことなど所要の要件を設け、具体的な公益的事業を適切に規定する方向で検討する。

法人の規律については、同一親族等が理事及び評議員に占める割合を制限すること、解散した法人の残余財産の帰属者を他の類似の公益目的の法人や国・地方公共団体等一定の範囲に限ること、将来の公益的事業の実施に必要な範囲を超えた過大な資金等が留保されないこと、株式保有等を資産運用等の場合を除き原則として禁止することなど所要の要件を設ける方向で検討する。

### (3) 適正運営確保の方策

法人については、理事会及び監事を必置機関とするなど適切なガバナンスを求めることとする。

また、プライバシーの保護等に留意しつつ、法人の組織、運営等について、インターネットの活用も含め、国民一般に対する情報開示の強化を図る。開示事項については、現行の指導監督基準による業務及び財務等に関する事項のほか、公益性の判断要件に係る事項、その他役員報酬に関する事項、管理費の水準等法人の適正運営を確保する観点から開示が望ましい事項とする方向で検討する。また、判断主体においても、法人が開示している情報を集約し、インターネットも活用しつつ、国民一般に分かりやすく開示することとする。

さらに、事業報告書等の定期的な提出、報告徴収・立入検査、命令、公益性判断の取消し等必要な監督上の措置を、より明確な要件の下で判断主体が適切に講ずる方向で検討する。また、判断主体が、一定期間ごとに法人の活動実績を踏まえて公益性の有無を確認することとする。

## 4 その他

### (1) 現行公益法人の新たな制度への移行

現行公益法人の新たな制度への移行に当たっては、公益法人が現に公益活動を継続的に行っており多くの受益者が存することに配慮しつつ、公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行を推進するため、十分な準備期間及び移行期間、組織変更等の簡易・円滑な転換手続を設ける等必要な措置を講ずるものとする。

その際、現行公益法人のうち、新たな判断主体により、公益性の判断要件を踏まえた一定の基準に適合すると判定されたものは、公益性を有する非営利法人に簡易な手続で移行すること、一方、当該基準に適合しないと判定されたものや公益性を有する非営利法人への移行を望まないものは、財産承継に関する条件の下、基本的に一般の非営利法人（一般的な非営利法人制度に基づく法人であって、公益性を有するとの判断を受けていないものをいう。）に移行することとする方向で、その公平かつ合理的な基準及び手続について、引き続き検討する。

なお、新たな制度への移行措置は、新たな判断主体が実施することとなるが、内閣官房、総務省及び各公益法人所管官庁においても、移行に関する方針の検討等必要な準備を進める。

### (2) 今後のスケジュール等

今後、この基本的枠組みに基づき、内閣官房において、関係府省との連携の下、更に法制化に向けた具体的検討を行うとともに、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、所要の法律案を平成 18 年の通常国会に提出することを目指す。また、内閣官房は、総務省及び各公益法人所管官庁と連携して、新たな非営利法人制度の着実かつ円滑な施行に向けた準備作業に着手する。

# 公益法人会計基準の検討について

平成14年3月29日  
公益法人等の指導監督等に関する  
関係閣僚会議幹事会申合せ

## 1 趣旨

公益法人会計基準については、昭和52年に公益法人監督事務連絡協議会において申し合わせた後、昭和60年に公益法人指導監督連絡会議決定による改正を経て、公益法人が計算書類等を作成するための基準として定着し、今日に至っている。

他方、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境は、近年大きく変化し、企業会計や公会計の分野においても、国際的な調和の観点等から、会計基準の新設・改訂等が行われている。

また、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）においても、公益法人会計基準の改善策の検討を行うこととされている。

以上を踏まえ、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）において、公益法人会計基準について「理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図る」ための検討を行うものとする。

## 2 検討体制

- (1) 幹事会の下に、有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。
- (2) 検討会は、幹事会の意を受けて、理論的、実務的観点から公益法人会計基準の問題点等に関して検討を行い、その結果について幹事会に報告するものとする。
- (3) 検討会は、おおむね平成14年度の1年間開催するものとする。
- (4) 幹事会府省連絡会議は、検討事項に関し、随時、検討会と連絡調整することとする。
- (5) 検討会の組織及び運営は、別紙による。

## 3 検討事項

公益法人会計基準について（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）

- ① 公益法人会計基準の構成及び内容に関する問題点とその改善策
- ② その他必要な事項

（別紙）

### 公益法人会計基準検討会の組織及び運営要領

「公益法人会計基準の検討について」2（1）に基づいて開催される公益法人会計基準検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営は以下のとおりとする。

## 1 構成等

- (1) 検討会は、公益法人会計基準等の理論及び実務の専門家その他の有識者により構成する。
- (2) 座長は、構成員の互選による。
- (3) 座長は、検討会の会務を総括する。
- (4) 座長は、あらかじめ代理者を指名する。
- (5) 検討会の下部組織として、公益法人会計基準検討会ワーキンググループを置くことができる。

## 2 運営

- (1) 検討会は、専門的事項に関し、学識経験者から意見を聞くことができる。
- (2) 検討会の庶務は、総務省大臣官房管理室の協力を得て、内閣官房において行う。
- (3) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 公益法人会計基準検討会名簿

#### 座長

加古 宜士（早稲田大学教授）

#### 座長代理

出塚 清治（公認会計士）

雨宮 孝子（松蔭女子大学教授）

太田 達男（（財）公益法人協会理事長）

川村 義則（早稲田大学助教授）

坂田 純一（日本税理士会連合会専務理事）

長谷川哲嘉（流通経済大学教授）

森 公高（日本公認会計士協会常務理事）

### 公益法人会計基準検討会ワーキンググループ名簿

#### 座長

出塚 清治（公認会計士）

#### 座長代理

川村 義則（早稲田大学助教授）

亀岡 保夫（公認会計士）

神津 信一（税理士）

齋藤 力夫（公認会計士）

長 光雄（公認会計士）

和田 義博（公認会計士）

## 新たな公益法人会計基準の概要

### ○基本的考え方

- ◆ 広く一般的に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入することにより、公益法人のディスクロージャー（財務情報の透明化）を充実させるとともに、事業の効率性を分かりやすく表示
- ◆ 寄付者や会員等の資金提供者の意思に沿った事業運営状況を会計上明らかにすることにより、法人の受託責任を明確化
- ◆ 外部報告目的の財務諸表を簡素化

### ○主要内容

変更点	現行制度	理由
外部報告目的の財務諸表の簡素化 ・財務諸表：①貸借対照表、②正味財産増減計算書、③財産目録 （大規模法人には④キャッシュ・フロー計算書も）	計算書類：①収支計算書、②正味財産増減計算書、③貸借対照表、④財産目録	会計基準は法人の財務状況を分かりやすく外部報告するためのものであるとの立場から、 <u>予算や決算といった法人のガバナンスに係る計算書等は基準の範囲外</u>  （大規模法人については、複雑な財務状況をより客観的に表示させる観点から、キャッシュ・フロー計算書を追加）
正味財産増減計算書を収益及び費用を表示する様式（フロー式）に統一 ＝損益計算書と同様	原則：正味財産増減計算書（ストック式） ※フロー式は例外的	当期正味財産の増減について、単にその額を表すのではなく、増減原因を表示することにより、 <u>法人の財務運営の効率性（業績）をチェック可能</u> 。また、収益及び費用を表示することとなり、 <u>企業会計等の「損益計算書」との比較可能性を向上</u>
寄付者の意図の明確化 ・正味財産を二区分化 （指定正味財産／一般正味財産）	正味財産の区分なし （基本金を内書き）	寄付者等の意思に基づいて区分を行うことにより、法人の受入財産についての <u>受託責任を明確化</u> することが可能
ディスクロージャーの充実 ・注解の新設、注記の充実	注記等により一定のディスクロージャーが行われている	保有債券等の時価情報の開示や関連当事者間取引の開示等を通じて、 <u>法人の財務状況の透明性を向上</u> させることが可能

### ○本会計基準の取扱い

主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導

### ○内部管理事項について

財務諸表以外の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）については、現行の指導監督体制の下において、引き続き実施

### ○本会計基準の実施時期

平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施

### ○その他

- ・正味財産増減計算書についてフロー式にする等の従前の会計基準においても実施されてきた事項については、平成18年度以降の円滑な会計基準の変更に資するものとするよう実施を奨励
- ・本会計基準に関する具体的な指針等については、今後、適切に措置



# 公益法人会計基準の改正等について

平成16年10月14日  
公益法人等の指導監督等に関する  
関係省庁連絡会議申合せ

## 1 会計基準の設定及び改正の経緯等

### (1) 設定及び改正の経緯

「公益法人会計基準」（以下「会計基準」という。）は、昭和52年3月4日に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和60年9月17日の公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた。

しかし、前回改正から相当の期間が経過し、その間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境が大きく変化してきている状況にかんがみ、会計基準については、平成12年4月から総理府（当時）管理室の要請を受けて、「公益法人会計基準検討会」（座長：加古宜士早稲田大学教授）が会計基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討を行ってきた。また、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）においても、会計基準の改善策の検討を行うこととされたところである。同検討会は、平成13年12月、それまでの検討結果を「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間整理）」として取りまとめ、公表した。

平成14年3月29日には、会計基準の「理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図る」ための検討を行うため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）において、会計基準の検討を行うことを申し合わせ、改めて「公益法人会計基準検討会」（以下「検討会」という。）（座長：加古宜士早稲田大学教授）を幹事会の下に開催し、所要の検討を行った結果、平成15年3月28日に検討会から幹事会に対し、「公益法人会計基準（案）について」の報告が行われた。

その後、新たな会計基準の実施に当たって必要な事項について、総務省において事務的な検討が進められてきたところであるが、その検討についても見通しが得られたことから、今般、会計基準の全部を別紙のとおり改正することとした。

### (2) 改正の方針及び主な改正事項

公益法人を取り巻く社会経済状況の変化を受け、公益法人においても一層効率的な事業運営が求められることとなり、事業の効率性に関する情報を充実させる必要が生じている。また、一部公益法人による不祥事等を受けて、公益法人の事業活動の状況を透明化し、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）から受け入れた財産の受託責任についてより明確にすることを通じて、広く国民に対して理解しやすい財務情報を提供することが求められている。さらに、公益法人は多数の者の寄付等に支えられつつ、不特定多数の者の利益のために活動する法人であることから、その活動内容については、広く国民一般も関心を持っている。

こうした認識の下、公益法人の活動状況を分かりやすく広く国民一般に対して報告するものとするため、会計基準の全面的な改正を行うこととした。

主な改正事項は次のとおりである。

- ア 従来の資金収支計算を中心とする体系を見直し、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録から構成する財務諸表を作成する。このため、従来会計基準で定めてきた収支予算書及び収支計算書については、会計基準の範囲外とする。
- イ 大規模公益法人については、その財務内容に対する関心が多数の利用者から向けられていること、資産及び負債の内容が多様かつ複雑となっていることから、上記の財務諸表の体系に加えて、キャッシュ・フロー計算書を作成する。
- ウ 貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確化するため、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示する。また、指定正味財産以外の正味財産は一般正味財産として表示する。
- エ 正味財産増減計算書の様式について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式（フロー式）に統一するとともに、正味財産の増加原因を収益とし、減少原因を費用として表示する。
- オ 財務諸表に対する注記事項について、関連当事者間取引、有価証券の時価その他の注記を拡充する。

## 2 本会計基準の性格

本会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に充実と改善を図っていこうとするものである。

## 3 本会計基準の取扱い

主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導するものとする。

## 4 内部管理事項について

本会計基準においては、当該基準の目的を広く国民に対して公益法人の活動状況を分かりやすく提供することにあるとし、こうした観点から財務諸表の作成方法について定めたところであり、これ以外の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）については、当該基準においては特段の定めを置かないこととした。

しかしながら、現行の指導監督体制の下において、これらの内部管理事項についても統一的な取扱いが定められ、実施されてきたことにかんがみ、現在検討が進められている公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

## 5 本会計基準の実施時期

本会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。

## 6 その他

正味財産増減計算書について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で

示す様式（フロー式）にする等の従前の会計基準においても実施されてきた事項については、平成18年度以降の円滑な会計基準の移行に資するものとするよう実施の奨励を図っていくものとする。

また、本会計基準の実施に当たって必要となる具体的な指針等については、今後、適切に措置していくものとする。

（別紙）

## 公益法人会計基準

### 第1 総則

#### 1 目的及び適用範囲

この会計基準は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人（以下「公益法人」という。）の財務諸表の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

#### 2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。（注1）

- （1）財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明らかに表示するものでなければならない。
- （2）財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- （3）会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- （4）重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注2）

#### 3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款又は寄附行為で定められた期間によるものとする。

#### 4 会計区分

公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。

#### 5 財務諸表の科目

財務諸表の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。

### 第2 貸借対照表

#### 1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明らかに表示するものでなければならない。

#### 2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。(注3)(注4)(注5)

### 3 資産の貸借対照表価額

- (1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。(注6)
- (2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。(注7)(注8)(注9)
- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とすることができる。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

### 4 貸借対照表の様式

貸借対照表は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。(注10)

## 第3 正味財産増減計算書

### 1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。

### 2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かち、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分するものとする。(注5)(注11)(注12)(注13)

### 3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して当期経常増加額(減少額)を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増加額(減少額)を表示するとともに、更に

これに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増加額（減少額）を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。（注4）（注13）

#### 4 正味財産増減計算書の様式

正味財産増減計算書は、様式2に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-2に準じ総括表を併せて作成するものとする。（注10）

### 第4 財務諸表の注記

#### 1 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (5) 担保に供している資産
- (6) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (7) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (8) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (9) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (10) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (11) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (12) 関連当事者との取引の内容（注14）
- (13) 重要な後発事象
- (14) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

#### 2 財務諸表の注記の様式

財務諸表に対する注記事項は、様式3に準じ記載するものとする。

### 第5 財産目録

#### 1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

#### 2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、正味財産の額を示さなければならぬ。

### 3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

### 4 財産目録の様式

財産目録は、様式4に準じ作成するものとする。なお、財産目録は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体について作成するものとする。

## 公益法人会計基準注解

### (注1) キャッシュ・フロー計算書の作成について

- 1 大規模公益法人は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に加えて、財務諸表の一つとして、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。
- 2 キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況について、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分して記載するものとする。
- 3 キャッシュ・フロー計算書には、当該事業年度におけるすべての現金及び現金同等物の収入及び支出を記載しなければならない。
- 4 事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。
- 5 キャッシュ・フロー計算書には、資金の範囲及び重要な非資金取引について注記するものとする。
- 6 キャッシュ・フロー計算書は、様式6-1又は様式6-2に準じ作成するものとする。なお、キャッシュ・フロー計算書は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体に係るキャッシュ・フローの状況を表示するものとする。

### (注2) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。
- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) 所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リース取引について、取得したリース物

件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

(注3) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注4) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(注5) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注6) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(注7) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注9) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について

指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注10) 特別会計を設けている場合の総括表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去するものとする。また、他の会計区分との間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表総括表において相殺消去するものとする。

(注11) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

(注12) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常増減の区分に記載することができる。

(注13) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- (3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

(注14) 関連当事者との取引の内容について



- 1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 当該公益法人を支配する法人
  - (2) 当該公益法人によって支配される法人
  - (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
  - (4) 当該公益法人の役員及びその近親者
  
- 2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。
  - (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合
  - (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
  - (3) 当該公益法人と関連当事者との関係
  - (4) 取引の内容
  - (5) 取引の種類別の取引金額
  - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
  - (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
  - (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
  
- 3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。
  - (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
  - (2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

財務諸表の科目

ここに示した科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

1 貸借対照表に係る科目及び取扱要領  
(資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動資産	現金預金 受取手形 未収会費 未収金 前払金 有価証券	現金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等
	貯蔵品	売買目的で保有する有価証券及び貸借対照表日後1年以内に満期の到来する債券等（ただし、基本財産又は特定資産に含まれるものを除く）
固定資産 基本財産	土地 投資有価証券	寄附行為又は定款において基本財産と定められた資産 満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券（貸付信託受益証券等を含む）で基本財産と定めたもの
	特定資産	退職給付を支払うための特定預金等 固定資産の減価償却相当額を特定預金とした場合の預金等
その他固定資産	退職給付引当資産 減価償却引当資産 〇〇〇積立資産	
	建物 構築物 車両運搬具 什器備品 土地 建設仮勘定 借地権 電話加入権 敷金 保証金 投資有価証券 子会社株式 関連会社株式	建設中又は制作中の有形固定資産（工事前払金、手付金等を含む）

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動負債	支払手形 未払金 前受金 預り金 短期借入金	事業費等の未払額 受取会費等の前受額 源泉所得税、社会保険料等の預り金 返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金（返済期限が1年以内となった長期借入金を含む）
	固定負債	長期借入金

資料  
17

退職給付引当金 受入保証金	退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したもの
------------------	-----------------------------

(正味財産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
指定正味財産	国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 寄付金 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	寄付者等(会員等を含む)によりその用途に制約が課されている資産の受入額  指定正味財産合計のうち基本財産への充当額 指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
一般正味財産	一般正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	正味財産から指定正味財産を控除した額 一般正味財産合計のうち基本財産への充当額 一般正味財産合計のうち特定資産への充当額

2 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領

(一般正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
経常収益		
基本財産運用益	基本財産受取利息 基本財産受取配当金 基本財産受取賃貸料	基本財産の運用益
特定資産運用益	特定資産受取利息 特定資産受取配当金	
受取入会金	受取入会金	
受取会費	正会員受取会費 特別会員受取会費 賛助会員受取会費	
事業収益	〇〇事業収益	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 〇〇受託収益 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	事業費等に充当する目的で毎年度経常的に受取るもの 指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
受取負担金	受取負担金	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
受取寄付金	受取寄付金	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
雑収益	募金収益  受取利息 有価証券運用益 雑収益	

<p>他会計からの繰入額</p> <p>経常費用 事業費</p>	<p>〇〇会計からの繰入額</p> <p>給料手当 臨時雇賃金 退職給付費用 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払助成金 支払寄付金 委託費 雑費</p>	<p>毎年度経常的に他会計から繰り入れられる金銭等</p> <p>事業の目的のために直接要する費用で管理費以外のもの 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する</p>
<p>管理費</p>	<p>役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払寄付金 支払利息 有価証券運用損 雑費</p>	<p>各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用</p>
<p>他会計への繰出額</p>	<p>〇〇会計への繰出額</p>	<p>毎年度経常的に他会計へ繰り出される金銭等</p>
<p>経常外収益 基本財産評価益</p>	<p>基本財産評価益</p>	<p>一般正味財産を充当した基本財産の評価益</p>
<p>固定資産売却益</p>	<p>建物売却益 車両運搬具売却益 什器備品売却益</p>	<p>固定資産の売却による売却差益</p>

固定資産受贈益	土地売却益 借地権売却益 電話加入権売却益	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
経常外費用 基本財産評価損	土地受贈益 投資有価証券受贈益	一般正味財産を充当した基本財産の評価損
固定資産売却損	基本財産評価損	固定資産の売却による売却差損
災害損失	建物売却損 車両運搬具売却損 什器備品売却損 土地売却損 借地権売却損 電話加入権売却損 災害損失	

資料  
17

(指定正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	用途が制約されている補助金等の受入額
受取負担金	受取負担金	
受取寄付金	受取寄付金	
固定資産受贈益	土地受贈益 投資有価証券受贈益	
基本財産評価益	基本財産評価益	指定正味財産を充当した基本財産の評価益
特定資産評価益	特定資産評価益	指定正味財産を充当した特定資産の評価益
基本財産評価損	基本財産評価損	指定正味財産を充当した基本財産の評価損
特定資産評価損	特定資産評価損	指定正味財産を充当した特定資産の評価損
一般正味財産への振替額	一般正味財産への振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額

3-1 キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領（事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合）

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入 基本財産運用収入	基本財産運用収入	

入会金収入	入会金収入	
会費収入	会費収入	
事業収入	事業収入	
補助金等収入	補助金収入	
負担金収入	負担金収入	
事業活動支出		
事業費支出	事業費支出	
管理費支出	管理費支出	

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		
固定資産売却収入	固定資産売却収入	
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	
投資活動支出		
固定資産取得支出	固定資産取得支出	
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入		
借入金収入	借入金収入	
財務活動支出		
借入金返済支出	借入金返済支出	

3-2 キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領（事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合）

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
当期一般正味財産増減額	当期一般正味財産増減額	
キャッシュ・フローへの調整額		
減価償却費	減価償却費	
基本財産の増減額	基本財産の増減額	償却原価法による利息計上額で基本財産に加算されたものを含む

退職給付引当金の増減額	退職給付引当金の増減額
未収金の増減額	未収金の増減額
貯蔵品の増減額	貯蔵品の増減額
未払金の増減額	未払金の増減額
指定正味財産からの振替額	指定正味財産からの振替額
指定正味財産増加収入 補助金等収入	国庫補助金収入

資料  
17

(投資活動によるキャッシュ・フロー) 3-1と同じ。

(財務活動によるキャッシュ・フロー) 3-1と同じ。

貸借対照表

平成 年 月 日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
流動資産合計	×××	×××	×××
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
基本財産合計	×××	×××	×××
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	×××	×××	×××
減価償却引当資産	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特定資産合計	×××	×××	×××
(3) その他固定資産			
.....	×××	×××	×××
その他固定資産合計	×××	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	×××
資産合計	×××	×××	×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	×××
2. 固定負債			
退職給付引当金	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
指定正味財産合計	×××	×××	×××
(うち基本財産への充当額)	(×××)	(×××)	(×××)
(うち特定資産への充当額)	(×××)	(×××)	(×××)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(×××)	(×××)	(×××)
(うち特定資産への充当額)	(×××)	(×××)	(×××)
正味財産合計	×××	×××	×××
負債及び正味財産合計	×××	×××	×××



様式 2

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	×××	×××	×××
② 受取入会金	×××	×××	×××
③ 受取会費	×××	×××	×××
④ 事業収益	×××	×××	×××
⑤ 受取補助金等	×××	×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××
(2) 経常費用			
① 事業費	×××	×××	×××
② 管理費	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益	×××	×××	×××
経常外収益計	×××	×××	×××
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損	×××	×××	×××
経常外費用計	×××	×××	×××
当期経常外増減額	×××	×××	×××
当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××
一般正味財産期首残高	×××	×××	×××
一般正味財産期末残高	×××	×××	×××
II 指定正味財産増減の部			
① 受取補助金等	×××	×××	×××
当期指定正味財産増減額	×××	×××	×××
指定正味財産期首残高	×××	×××	×××
指定正味財産期末残高	×××	×××	×××
III 正味財産期末残高	×××	×××	×××

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
.....
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
.....
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
.....
- (4) 引当金の計上基準  
.....
- (5) リース取引の処理方法  
.....
- (6) 消費税等の会計処理  
.....
- (7) .....

2. 会計方針の変更

.....

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土 地	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
小 計	×××	×××	×××	×××
特定資産				
退職給付引当資産	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
小 計	×××	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××	×××

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土 地	×××	(×××)	(×××)	—
.....	×××	(×××)	(×××)	—
小 計	×××	(×××)	(×××)	—
特定資産				
退職給付引当資産	×××	—	(×××)	(×××)
減価償却引当資産	×××	(×××)	(×××)	—
.....	×××	(×××)	(×××)	(×××)
小 計	×××	(×××)	(×××)	(×××)
合 計	×××	(×××)	(×××)	(×××)

5. 担保に供している資産

……(資産)×××円(帳簿価額)は、長期借入金×××円の担保に供している。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未 収 金	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××

8. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

〇〇〇に対する保証債務は、×××円である。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債	×××	×××	×××
〇〇株式会社社債	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××

資料  
17

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
〇〇補助金	〇〇〇	×××	×××	×××	×××	指定正味財産 流動負債
.....	〇〇〇	×××	×××	×××	×××	
助成金						
〇〇助成金	〇〇〇	×××	×××	×××	×××	〇〇〇
.....	〇〇〇	×××	×××	×××	×××	〇〇〇
〇〇〇						
.....	〇〇〇	×××	×××	×××	×××	〇〇〇
合 計		×××	×××	×××	×××	

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	×××
.....	×××
経常外収益への振替額	
目的達成による指定解除額	×××
.....	×××
合 計	×××

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

13. 重要な後発事象

.....

14. その他

.....

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金手許有高	×××		
普通預金 ○○銀行○○支店	×××		
未収会費 ××年度会費××名分	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土 地 ○○平米	×××		
投資有価証券 第○回利付国債	×××		
.....	×××		
基本財産合計	×××		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産 定期預金	×××		
..... ○○銀行○○支店	×××		
特定資産合計	×××		
(3) その他固定資産			
.....	×××		
.....	×××		
その他固定資産合計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金 ○○に対する未払額	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
退職給付引当金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

資料  
17

貸借対照表総括表

平成 年 月 日現在

科 目	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					
固定資産合計					
資産合計					
II 負債の部					
1. 流動負債					
中科目別記載					
流動負債合計					
2. 固定負債					
中科目別記載					
固定負債合計					
負債合計					
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
中科目別記載					
指定正味財産合計					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
正味財産合計					
負債及び正味財産合計					

正味財産増減計算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
中科目別記載					
経常収益計					
(2) 経常費用					
中科目別記載					
経常費用計					
当期経常増減額					
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
中科目別記載					
経常外収益計					
(2) 経常外費用					
中科目別記載					
経常外費用計					
当期経常外増減額					
当期一般正味財産増減額					
一般正味財産期首残高					
一般正味財産期末残高					
II 指定正味財産増減の部					
中科目別記載					
当期指定正味財産増減額					
指定正味財産期首残高					
指定正味財産期末残高					
III 正味財産期末残高					



(事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合)

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
① 基本財産運用収入 .....	×××	×××	×××
② 入会金収入 .....	×××	×××	×××
③ 会費収入 .....	×××	×××	×××
④ 事業収入 .....	×××	×××	×××
⑤ 補助金等収入 .....	×××	×××	×××
事業活動収入計	×××	×××	×××
2. 事業活動支出			
① 事業費支出 .....	×××	×××	×××
② 管理費支出 .....	×××	×××	×××
事業活動支出計	×××	×××	×××
事業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
① 固定資産売却収入 .....	×××	×××	×××
投資活動収入計	×××	×××	×××
2. 投資活動支出			
① 固定資産取得支出 .....	×××	×××	×××
投資活動支出計	×××	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
① 借入金収入 .....	×××	×××	×××
財務活動収入計	×××	×××	×××
2. 財務活動支出			
① 借入金返済支出 .....	×××	×××	×××
財務活動支出計	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
V 現金及び現金同等物の増減額	×××	×××	×××
VI 現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
VII 現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××	×××

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。  
 2 重要な非資金取引 現物により寄付を受けた固定資産が×××円ある。

(事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合)

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××
2. キャッシュ・フローへの調整額			
① 減価償却費	×××	×××	×××
② 基本財産の増減額	×××	×××	×××
③ 退職給付引当金の増減額	×××	×××	×××
④ 未収金の増減額	×××	×××	×××
⑤ 貯蔵品の増減額	×××	×××	×××
⑥ 未払金の増減額	×××	×××	×××
⑦ 指定正味財産からの振替額	×××	×××	×××
⑧ .....	×××	×××	×××
小 計	×××	×××	×××
3. 指定正味財産増加収入			
① 補助金等収入			
.....	×××	×××	×××
指定正味財産増加収入計	×××	×××	×××
事業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
① 固定資産売却収入			
.....	×××	×××	×××
投資活動収入計	×××	×××	×××
2. 投資活動支出			
① 固定資産取得支出			
.....	×××	×××	×××
投資活動支出計	×××	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
① 借入金収入			
.....	×××	×××	×××
財務活動収入計	×××	×××	×××
2. 財務活動支出			
① 借入金返済支出			
.....	×××	×××	×××
財務活動支出計	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	×××
V 現金及び現金同等物の増減額	×××	×××	×××
VI 現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
VII 現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××	×××

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。  
 2 重要な非資金取引 現物により寄付を受けた固定資産が×××円ある。

資料  
17

# 公益法人会計基準の運用指針について

平成17年3月23日  
公益法人等の指導監督等に関する  
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、新たな公益法人会計基準(以下「新会計基準」という。)の適用に当たって特に必要となる事項について、下記のとおり運用指針を申し合わせる。

## 記

### 1. 新会計基準適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について

新会計基準適用初年度においては、前事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の記載は不要とする。

### 2. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

### 3. 過年度分の減価償却費の取扱いについて

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として新会計基準適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の経常外費用に計上するものとする。

ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。

なお、平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度の期首において所有する固定資産のうち、取得時から減価償却を実施せず、その後経過年数を考慮しない耐用年数で減価償却を実施しているものがある場合には、当該資産の償却は従前の方法で継続して実施することができるものとする。

### 4. 新会計基準適用初年度における有価証券の取扱いについて

(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券

#### ① 時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、適用初年度において正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用と

するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法をとる場合は、過年度分については経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、原則として過年度分として当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法による場合は、原則として過年度分については当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

**5. 新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて**

新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについては、新会計基準適用初年度において、原則として、正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

なお、経常外収益又は経常外費用に計上する科目が複数になる場合には、経常外収益又は経常外費用においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収益又は経常外費用毎にそれぞれ「新会計基準適用に伴う過年度修正額」等の科目として計上する方法によることもできるが、後者による場合はその内訳科目を設け、又は内訳を注記することとする。

**6. 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高について**

特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたものは、新会計基準適用時に寄付者等の意思により制約されていることが明らかなものについて、指定正味財産の期首残高とする。

## 7. キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人の規模について

キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人は、前事業年度の財務諸表において資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円以上の公益法人とする。

なお、当該事業年度において大規模公益法人としてキャッシュ・フロー計算書を作成した公益法人は、次の事業年度に限り、大規模公益法人に該当しなくてもキャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

また、キャッシュ・フロー計算書については新会計基準適用2年度目より作成するものとする。キャッシュ・フロー計算書を作成する初年度においては、前事業年度分の記載は要請しない。

## 8. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

## 9. 関連当事者との取引の内容について

### (1) 関連当事者の範囲

#### ① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。

- ア 当該法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
- イ 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- ウ 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかなる場合には、対象外とすることができるものとする。

#### ② 当該公益法人によって支配される法人

当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。

- i) 当該他の法人が出資等により議決権を行使することができる形態の場合
  - ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること
  - イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計

算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

- a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること
  - b. 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
  - c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
  - d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
  - e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- ii) 当該他の法人が出資等により議決権を行使することができない形態の場合
- ア 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
  - イ 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
  - ウ 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

- ③ 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人  
当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人とは、支配法人が当該公益法人以外に支配している法人のこととする。
- ④ 当該公益法人の役員及びその近親者  
当該公益法人の役員及びその近親者とは、以下に該当するものとする。
  - ア 役員（準ずる者を含む）及びその近親者（2親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）
  - イ 役員（準ずる者を含む）及びその近親者が議決権の過半数を有している法人なお、相談役、顧問その他これに類する者で、当該公益法人内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に公益法人の経営に従事していると認められる者も、役員に準ずる者として対象とすることとする。  
ただし、公益法人の役員（準ずる者を含む）のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。

## （2）重要性の基準

- ① 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引
  - ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引  
経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。  
経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する

科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。

なお、指定正味財産から経常収益や経常外収益に振替られたものについては、関連当事者との取引の開示においては含めないものとする。

指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。

ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

#### イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

#### ② 役員及びその近親者との取引

役員及びその近親者との取引については、正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

### 10. 指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

- ① 寄付者等から財団法人の基本財産として保有することを指定された土地
- ② 寄付者等から奨学金給付事業のための基金として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

### 11. 補助金等の取扱いについて

公益法人会計基準注解の（注11）における補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。

### 12. 資産の時価が著しく下落した場合について

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

# 公益法人会計における内部管理事項について

平成17年3月23日  
公益法人等の指導監督等に関する  
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、新たな公益法人会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項について、下記のとおり統一的な取扱いを申し合わせる。

## 記

### 1 会計処理規程について

公益法人は、固定資産管理者、出納責任者、会計帳簿、収支の期間区分に関する事項、科目間の流用及び予備費の使用等の予算に関する事項等、会計処理のために必要な事項について会計処理規程を作成するものとする。

当該会計処理規程で定める予算に関する事項は、次のようなものが含まれるものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。
- (2) 収支予算書は、原則として、当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該事業年度中においてこれを変更することができる。

### 2 会計帳簿について

#### (1) 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

- イ 仕訳帳
- ロ 総勘定元帳

#### (2) 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- イ 現金出納帳
- ロ 預金出納帳
- ハ 収支予算の管理に必要な帳簿
- ニ 固定資産台帳
- ホ 基本財産台帳
- ヘ 特定資産台帳
- ト 会費台帳
- チ 指定正味財産台帳

#### (3) 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。



### 3 収支予算書について

収支予算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支予算書は、当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支予算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支予算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (4) 収支予算書は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式4-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (5) 収支予算書には、次の事項を注記するものとする。
  - イ 借入金限度額
  - ロ 債務負担額

### 4 収支計算書について

収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支計算書は、当該事業年度におけるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支計算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。
- (4) 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (5) 収支計算書は、様式2に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式4-2に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (6) 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。
  - イ 資金の範囲
  - ロ 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額
  - ハ 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
  - ニ 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由
  - ホ 科目間の流用及び予備費の使用があった場合には、当該科目及び金額
  - ヘ その他公益法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項

## 5 書類の保存について

公益法人の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。ただし、大規模公益法人においては、キャッシュ・フロー計算書も含む。）、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書は、最低10年間保存しなければならない。

別表

### 収支予算書及び収支計算書の科目

ここに示した科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

収支予算書及び収支計算書に係る科目及び取扱要領  
（事業活動収支の部）

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入		
基本財産運用収入	基本財産利息収入 基本財産配当金収入 基本財産賃貸料収入	基本財産の運用による収入
特定資産運用収入	特定資産利息収入 特定資産配当金収入	特定資産の運用による収入
入会金収入	入会金収入	
会費収入	正会員会費収入 特別会員会費収入 賛助会員会費収入	
事業収入	〇〇事業収入	
補助金等収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入 民間補助金収入 〇〇受託収入 国庫助成金収入 地方公共団体助成金収入 民間助成金収入	
負担金収入	負担金収入	
寄付金収入	寄付金収入 募金収入	
雑収入	受取利息収入 有価証券運用収入 雑収入	
他会計からの繰入金収入	〇〇会計からの繰入金収入	(注2)

<p>事業活動支出 事業費支出</p>	<p>給料手当支出 臨時雇賃金支出 退職給付支出 福利厚生費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出 光熱水料費支出 賃借料支出 保険料支出 諸謝金支出 租税公課支出 負担金支出 前払金支出 寄付金支出 委託費支出 雑支出</p>	<p>事業の目的のために直接要した支出で管理費支出以外のもの</p>
<p>管理費支出</p>	<p>役員報酬支出 給料手当支出 退職給付支出 福利厚生費支出 会議費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出 光熱水料費支出 賃借料支出 火災保険料支出 諸謝金支出 租税公課支出  負担金支出 寄付金支出 支払利息支出 雑支出</p>	<p>各種の業務を管理するため、毎年度経常的に要する支出</p>
<p>他会計への繰入金支出</p>	<p>〇〇会計への繰入金支出</p>	<p>(注2)</p>

(投資活動収支の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		固定資産の売却による収入
基本財産取崩収入	土地売却収入 投資有価証券売却収入	
特定資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 減価償却引当資産取崩収入	
固定資産売却収入	土地売却収入 建物売却収入 車両運搬具売却収入 什器備品売却収入	
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	
敷金・保証金戻り収入	敷金戻り収入 保証金戻り収入	
投資活動支出		
基本財産取得支出	土地取得支出 投資有価証券取得支出	
特定資産取得支出	退職給付引当資産取得支出 減価償却引当資産取得支出	
固定資産取得支出	土地購入支出 建物建設（購入）支出 構築物建設支出	
投資有価証券取得支出	車両運搬具購入支出 什器備品購入支出 建設仮勘定支出 借地権購入支出 投資有価証券取得支出	
敷金・保証金支出	敷金支出 保証金支出	

(財務活動収支の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入		
借入金収入	短期借入金収入 長期借入金収入	
財務活動支出		
借入金返済支出	短期借入金返済支出 長期借入金返済支出	

(その他)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
予備費支出	予備費支出	収支予算書上の科目  資金の範囲は原則として現金預金及び短期債権債務とする。
当期収支差額	当期収支差額	
前期繰越収支差額	前期繰越収支差額	
次期繰越収支差額	次期繰越収支差額	

(注1) 収支予算書に係る注記事項

- 1 借入金限度額 ……当該年度中において許容される短期借入の最高限度額をいう。
- 2 債務負担額 ……次年度以降の各年度において許容される債務負担の最高限度額及びその累計額をいう。

(注2) 他会計からの繰入金収入及び他会計への繰入金支出の区分について

他会計からの繰入金収入及び他会計への繰入金支出については、事業活動収支の部に限らず、性質に応じ適切に区分するものとする。

収 支 予 算 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入 .....	×××	×××	×××	
② 入会金収入 .....	×××	×××	×××	
③ 会費収入 .....	×××	×××	×××	
④ 事業収入 .....	×××	×××	×××	
⑤ 補助金等収入 .....	×××	×××	×××	
事業活動収入計	×××	×××	×××	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出 .....	×××	×××	×××	
② 管理費支出 .....	×××	×××	×××	
事業活動支出計	×××	×××	×××	
事業活動収支差額	×××	×××	×××	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 固定資産売却収入 .....	×××	×××	×××	
投資活動収入計	×××	×××	×××	
2. 投資活動支出				
① 固定資産取得支出 .....	×××	×××	×××	
投資活動支出計	×××	×××	×××	
投資活動収支差額	×××	×××	×××	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
① 借入金収入 .....	×××	×××	×××	
財務活動収入計	×××	×××	×××	
2. 財務活動支出				
① 借入金返済支出 .....	×××	×××	×××	
財務活動支出計	×××	×××	×××	
財務活動収支差額	×××	×××	×××	
IV 予備費支出	×××	×××	×××	
当期収支差額	×××	×××	×××	
前期繰越収支差額	×××	×××	×××	
次期繰越収支差額	×××	×××	×××	

(注) 1 借入金限度額 ×××円

2 債務負担額 ×××円 (〇〇年度 〇〇〇円、〇〇年度 〇〇〇円……)

様式 2

収 支 計 算 書  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入 .....	×××	×××	×××	
② 入会金収入 .....	×××	×××	×××	
③ 会費収入 .....	×××	×××	×××	
④ 事業収入 .....	×××	×××	×××	
⑤ 補助金等収入 .....	×××	×××	×××	
事業活動収入計	×××	×××	×××	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出 .....	×××	×××	×××	
② 管理費支出 .....	×××	×××	×××	
事業活動支出計	×××	×××	×××	
事業活動収支差額	×××	×××	×××	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 固定資産売却収入 .....	×××	×××	×××	
投資活動収入計	×××	×××	×××	
2. 投資活動支出				
① 固定資産取得支出 .....	×××	×××	×××	
投資活動支出計	×××	×××	×××	
投資活動収支差額	×××	×××	×××	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
① 借入金収入 .....	×××	×××	×××	
財務活動収入計	×××	×××	×××	
2. 財務活動支出				
① 借入金返済支出 .....	×××	×××	×××	
財務活動支出計	×××	×××	×××	
財務活動収支差額	×××	×××	×××	
IV 予備費支出	×××	—	×××	(注)
当期収支差額	△×××			
当期収支差額	×××	×××	×××	
前期繰越収支差額	×××	×××	×××	
次期繰越収支差額	×××	×××	×××	

資料  
19

(注) 予備費△×××は〇〇〇支出に充当使用した額である。

収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、……及び……を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	×××	×××
未収金	×××	×××
.....	×××	×××
合 計	×××	×××
未払金	×××	×××
.....	×××	×××
合 計	×××	×××
次期繰越収支差額	×××	×××



収支予算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
中科目別記載					
事業活動収入計					
2. 事業活動支出					
中科目別記載					
事業活動支出計					
事業活動収支差額					
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
中科目別記載					
投資活動収入計					
2. 投資活動支出					
中科目別記載					
投資活動支出計					
投資活動収支差額					
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
中科目別記載					
財務活動収入計					
2. 財務活動支出					
中科目別記載					
財務活動支出計					
財務活動収支差額					
IV 予備費支出					
当期収支差額					
前期繰越収支差額					
次期繰越収支差額					

(記載上の注意) 当該事業年度の予算額のみを計上する。

収支計算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
中科目別記載					
事業活動収入計					
2. 事業活動支出					
中科目別記載					
事業活動支出計					
事業活動収支差額					
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
中科目別記載					
投資活動収入計					
2. 投資活動支出					
中科目別記載					
投資活動支出計					
投資活動収支差額					
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
中科目別記載					
財務活動収入計					
2. 財務活動支出					
中科目別記載					
財務活動支出計					
財務活動収支差額					
当期収支差額					
前期繰越収支差額					
次期繰越収支差額					

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。

## 「公益法人会計基準の改正等について」等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について

総 官 管 第 5 5 号  
平成 1 7 年 3 月 2 3 日

各府省大臣官房総務課長

各都道府県総務部長

各都道府県教育長

殿

総務省大臣官房管理室長

印

資料  
20

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について(通知)

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)及び「公益法人会計基準の運用指針について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)を踏まえ、新たな公益法人会計基準(以下「新会計基準」という。)が平成18年4月1日から実施されることとなる。

新会計基準の実施による減価償却の強制、有価証券の時価評価の導入等公益法人における会計実務の大幅な変更を踏まえ、財団法人に対する基本財産の指導監督上の留意点について特に必要な事項を以下のとおり取りまとめたので、実務上の参考とされたい。

## 記

1 財団法人の基本財産について、以下のような場合については、原則として処分に該当するものとして取り扱う。

- ① 基本財産となっている資産の喪失
- ② 法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更
- ③ 法人の意思に基づく基本財産の額の減少

なお、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする。

2 現行の公益法人会計基準(「公益法人会計基準(改正)について」(昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定))を適用しつつ、これまで減価償却を実施してきた財団法人において、基本財産に対して設定されてきた減価償却引当資産については、当該法人が新会計基準を適用した後においても、貸借対照表上の基本財産の区分に計上するものとし、特定資産の区分には計上しないものとする。

また、新会計基準の適用後に新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても同様とする。

以 上

1 財団法人の基本財産について、以下のような場合については、原則として処分に該当するものとして取り扱う。

- ① 基本財産となっている資産の喪失
- ② 法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更
- ③ 法人の意思に基づく基本財産の額の減少

なお、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする。

### (解 説)

現行の公益法人会計基準（「公益法人会計基準（改正）について」（昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定））及び新会計基準において、資産の貸借対照表価額は原則として当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならないが、更に新会計基準では、減価償却の強制、償却原価法の導入、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについての時価評価、時価が著しく下落した場合の評価減の強制といった会計手法が大幅に取り入れられたことにより、財団法人の基本財産が減少することがあり得る。

これは新会計基準が公益法人の財務情報のディスクロージャーを充実させることを目的の一つとしているからであるが、こうした基本財産の減少をすべて所管官庁の許可が必要となる処分として取り扱うことは法人にとって過度の負担になると考えられる。

こうしたことから、災害による滅失等の基本財産となっている資産が失われた場合、基本財産を土地による運用から定期預金による運用に変更する場合等の法人の意思に基づく基本財産の性質の著しい変更を行う場合、基本財産を縮小し、法人運営資金を得る場合等の法人の意思に基づく基本財産額を減少させる場合については、これを処分に該当するものとして取り扱うこととし、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少については、これを処分に該当しないものとする。

なお、減価償却等に伴う会計上の基本財産減少額については、売却等の処分によって確定することとなることから、各所管官庁においては、当該減少額が当該財団法人の事業実施に当たって与える影響を十分に勘案しつつ、適切な指導監督を行っていくことが重要である。

2 現行の公益法人会計基準（「公益法人会計基準（改正）について」（昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定））を適用しつつ、これまで減価償却を実施してきた財団法人において、基本財産に対して設定されてきた減価償却引当資産については、当該法人が新会計基準を適用した後においても、貸借対照表上の基本財産の区分に計上するものとし、特定資産の区分には計上しないものとする。

また、新会計基準の適用後に新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても同様とする。

### （解 説）

従来、財団法人の基本財産に建物等の償却性資産が組み込まれていた場合については、基本財産の減価償却相当額を基本財産たる特定預金（減価償却引当預金）として所要資金を準備することが望ましいとしてきた（『「新基準」への移行に関する留意事項』（昭和62年1月19日日本公認会計士協会公益法人委員会））ところである。

新会計基準においては、貸借対照表の資産の部において、退職給付引当資産、減価償却引当資産等の特定資産の科目を設定したところであるが、上記のような基本財産の減価償却引当資産は特定資産としての性質を有するものの、財団法人の法人格の基礎をなす基本財産の維持のために特に必要なものとして準備していることにかんがみ、新会計基準の適用後においても、引き続き基本財産の区分に計上することが適当であり、特定資産の区分としての減価償却引当資産には含まないものとする。

また、新公益法人会計基準の適用後、法人の判断により、新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても、同様に扱うものとする。

# 公益法人の指導監督体制の充実等について

平成13年2月9日  
公益法人等の指導監督等に関する  
関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）において下記の措置を講ずる。

## 記

### 1 各府省における指導監督の責任体制の確立

#### (1) 総括公益法人指導監督官等の設置

- ① 各府省に、それぞれ総括公益法人指導監督官、総括公益法人指導監督官補佐及び公益法人指導監督官を置く。
- ② 総括公益法人指導監督官は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会幹事を、総括公益法人指導監督官補佐は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会府省連絡会議構成員を、公益法人指導監督官は、各部局の総括担当課等の長をもって充てる。
- ③ 総括公益法人指導監督官は、府省における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。
- ④ 総括公益法人指導監督官補佐は、総括公益法人指導監督官の事務を補佐する。
- ⑤ 公益法人指導監督官は、部局における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。

#### (2) 府省内連絡会議の設置

各府省は、公益法人の指導監督を統一かつ効果的・効率的に推進するため、(1) ①に掲げる者を構成員とする公益法人の指導監督に関する府省内連絡会議を設置する。

### 2 立入検査の充実

#### (1) 立入検査の定期的な実施

所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。

#### (2) 立入検査実施計画の策定

各府省は、(1)の立入検査を計画的に実施するため、立入検査が一巡する期間を計画期間とする実施計画を策定し、これに基づき立入検査を実施するものとする。

#### (3) 臨時立入検査

(1)の立入検査のほか、各府省は、所管公益法人の業務運営に重大な問題があると認められる場合、従前からの改善指導事項がある場合等特に必要があると認められる場合には、臨時に立入検査を実施するものとする。

#### (4) 的確かつ体系的な検査のための措置

- ① 各府省は、検査事項を記載した検査票（チェックリスト）を作成し、これに従って立入検査を实

施する。検査票（チェックリスト）については、別紙の例を参考に、各府省の実情に応じて作成するものとする。

- ② 行政委託型法人等（「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成 10 年 12 月 4 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の対象法人をいう。）については、①の検査事項のほか、同申合せの別紙に基づき作成した検査事項を追加して、検査を実施する。
- ③ 立入検査の結果、必要があると認められた場合には、公認会計士等専門家の協力を得て、法人の業務運営の実態把握に努めるものとする。
- ④ 立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、各府省は、当該法人に対し、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるものとする。

#### （5）立入検査の実施結果の公表等

- ① 各府省は、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表するとともに、総務省に報告する。
- ② 総務省は、各府省の立入検査の実施結果の概要について、必要な取りまとめを行った上、「公益法人に関する年次報告書」により公表する。

### 3 その他

#### （1）職員に対する定期的な研修の実施

各府省は、公益法人の指導監督に関する事務を担当する職員に対し、定期的に研修を実施するとともに、その内容の充実に努めるものとする。この場合において、総務省は、各府省からの求めに応じ、当該研修の実施に関し必要な協力を行う。

#### （2）外部監査の要請

各府省は、資産額が 100 億円以上若しくは負債額が 50 億円以上又は収支決算額が 10 億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。

#### （3）都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

### 4 実施時期

各府省は、平成 13 年度から本申合せに基づく措置を講ずることとし、そのために必要な体制等の整備については、平成 12 年度中に行う。

（注）別紙は省略する。

## インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて

平成13年8月28日  
公益法人等の指導監督等に関する  
関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

## 記

**1 すべての国所管公益法人に係る措置**

(1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）7（1）の①から⑩までに掲げる資料をいう。以下同じ。）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。

(2) 各府省は、平成13年10月末までに、次に掲げる事項を記載した所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載する。

- ① 名称
- ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
- ③ 公益法人の主たる事務所の所在地及び電話番号
- ④ 設立年月日
- ⑤ 代表者の職名及び氏名
- ⑥ 主な目的及び事業

また、所管公益法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講ずる。

**2 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置**

各府省は、平成13年10月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。

- ① 最新の業務及び財務等に関する資料
- ② 事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名
- ③ 補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額



### 3 フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1及び2によるディスクロージャーの状況を取りまとめ、公表する。
- (2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

### 4 都道府県への要請

国は、都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

## 「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について

平成10年12月4日  
公益法人等の指導監督等に関する  
関係閣僚会議幹事会申合せ

改正 平成12年12月26日

公益法人については、その事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合がある。このような場合、当該公益法人は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日改正）に基づき、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講じるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされている。

この営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、所管官庁がその所管する公益法人を指導監督するに当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、公益法人の営利法人等への転換の指導監督を適切に行うものとする。

(別紙)

### 公益法人の営利法人等への転換に関する指針

#### 1 営利法人等への転換が必要となる場合

公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況となることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。

#### 2 営利法人等への転換の指導

- (1) 公益法人の事業内容が、1に掲げるような状況となっていると認められる場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）2—(2)—①及び②に掲げた措置を講ずるよう指導を行う。この措置は、平成11年9月までに講ずるものとする。
- (2) (1)の期限までに公益法人にふさわしい事業内容に改善されない場合においては、期限到来後速やかに、営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行うものとする。期限到来前であっても、公益法人にふさわしい事業内容に改善することが不可能であることが明らかになった場合には、

同様の措置を講ずるものとする。

- (3) (1) の期限到来後においても、1に掲げるような状況が生じたと認められるに至った場合には、(1)及び(2)に準じて措置を講ずるものとする。
- (4) (2)に規定する措置を受けた公益法人は、措置後1年以内に、所管官庁に対し、営利法人等への転換に向けての計画を提出する。このとき、株式会社へ転換する方法(事業の一部を株式会社化する場合を含む。)の例は、後述の「参考」に掲げるとおりである。
- (5) (2)に規定する措置の後、3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は、設立許可の取消しも含め対処する。
- (6) 公益法人が、(2)に規定する措置の前に自主的に営利法人等への転換を行うことを決定したときは、その旨を所管官庁に報告する。このとき、(4)及び(5)に掲げる期間は、報告を行った日から起算する。

### 3 営利法人等への転換後の対応

- (1) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分するものとする。
- また、公益法人が当該株式等を保有する間は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、平成9年12月16日一部改正)の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載する。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。
- (2) 営利企業と公益法人の運営が一体となっているという疑念を与えないようにするため、営利企業の取締役と存続する公益法人の理事の兼務は避けることとし、やむを得ず兼務となる場合も、指導監督基準に定めた理事の割合の上限を超えることのないようにする。

### 4 営利法人等への転換に関する全体像の把握

総務省は、公益法人の営利法人等への転換状況等を把握するために、所管官庁に対する調査を毎年度行い、「公益法人に関する年次報告」において公表するものとする。

#### 参考 株式会社への転換の方法の例

##### (1) 社団法人・財団法人が解散した後、その事業を株式会社に譲渡する場合

- ① 社団法人・財団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
- 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
  - 既存の株式会社に対して事業を譲渡しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 定款又は寄附行為に解散後の残余財産の帰属権利者の指定がなく、又は、これを指定する方法の定めがない場合、社団法人・財団法人の理事は、類似の目的のためにする処分方法を定め、主務官庁の

許可を得る。社団法人については、これに加えて総会の決議を要する（民法第72条第2項）。

- この点について定めなかった場合、残余財産は国庫に帰属する（民法第72条第3項）。
- ③ 社団法人・財団法人が解散をする。
- 社団法人については、総会における総社員の4分の3以上の承認による解散決議を行う（民法第68条第2項第1号、第69条）。
  - 財団法人については、寄附行為の定めに従って、所定の機関が所定の方法による解散決議を行う（民法第68条第1項第1号）。
  - 目的たる事業の成功として解散する場合もある。
- ④ 社団法人・財団法人の清算人は、解散の登記手続を行い、かつ、主務官庁に届け出る（民法第77条第1項）。
- ⑤ 社団法人・財団法人の清算人と株式会社側（株式会社の成立前には発起人、成立後には代表取締役）との間で、事業譲渡契約をする。
- 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用関係の承継、受益者の地位の承継等がある。
  - 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款（商法第168条第1項第6号）及び株式申込書（商法第175条第2項第7号）への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
  - 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立（商法第246条）となることがあり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。
- ⑥ 社団法人・財団法人の清算人と株式会社の代表取締役は、事業譲渡契約の履行を行う。
- 清算人は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
  - 清算人及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
  - 清算人は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
  - 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。
  - 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立後にされることとなる（商法第168条第1項第6号参照）。
- ⑦ 社団法人・財団法人の清算人は、その他の清算業務を行う（民法第78条から第80条まで参照）。
- ⑧ 社団法人・財団法人の清算人は、帰属権利者に残余財産の引渡しを行う（民法第78条第1項第3号）。
- 社団法人の社員は、残余財産の分配を受け、又は、残余財産から出資の払戻しを受けることはできない。
  - 残余財産は、その帰属権利者とされた者に対して引き渡される。
- ⑨ 社団法人・財団法人の清算人は、主務官庁に対し清算結了の届出を行う（民法第83条）。

## （2）社団法人がその事業を株式会社に譲渡した後、解散する場合

- ① 社団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
  - 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
  - 既存の株式会社に対して事業を譲渡しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、解散事由としての存立時期（民法第46条第1項第5号、第68条第1項第1号）を定め、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、存立時期の定めにつき登記することを要する（民法第46条第1項第5号）。
- ③ 社団法人は、総会において、解散決議と同様の要件で、理事が、株式会社側との間で事業譲渡契約を締結すべきことを決議する（民法第53条）。
- ④ 定款に解散後の残余財産の帰属権利者の指定がなく、又は、これを指定する方法の定めがない場合、社団法人の理事は、総会の決議に従って、類似の目的のためにする処分方法を定め、主務官庁の許可を得る（民法第72条第2項）。
  - この点について定めなかった場合、残余財産は国庫に帰属する（民法第72条第3項）。
- ⑤ 社団法人の理事は、株式会社側（株式会社の成立前には発起人、成立後には代表取締役）との間で、事業譲渡契約をする。
  - 事業譲渡契約の効力発生日は、社団法人の存立時期と定められた日とする。
  - 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等がある。
  - 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款（商法第168条第1項第6号）及び株式申込書（商法第175条第2項第7号）への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
  - 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立（商法第246条）となることがあり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。
- ⑥ 社団法人の理事と株式会社の代表取締役は、社団法人の存立時期の到来した日（事業譲渡契約の効力発生日）において、事業譲渡契約の履行を行う。
  - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
  - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
  - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
  - 株式会社は、社団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。
  - 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立後にされることとなる（商法第168条第1項第6号参照）。
- ⑦ 社団法人の清算人は、法人の存立時期の到来後、解散の登記手続を行い、かつ、主務官庁に届け出る（民法第77条第1項）。

- ⑧ 社団法人の清算人は、その他の清算業務を行う（民法第78条から第80条まで参照）。
- ⑨ 社団法人の清算人は、帰属権利者に残余財産の引渡しを行う（民法第78条第1項第3号）。
  - 社団法人の社員は、残余財産の分配を受け、又は、残余財産から出資の払戻しを受けることはできない。
  - 残余財産は、その帰属権利者とされた者に対して引き渡される。
- ⑩ 社団法人の清算人は、主務官庁に対し清算終了の届出を行う（民法第83条）。

### （3）社団法人がその事業を株式会社に現物出資した後、解散する場合

- ① 社団法人の事業の現物出資先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
  - 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
  - 既存の株式会社に対して事業を現物出資しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 株式会社の設立時において現物出資を行う場合
  - 社団法人が事業の現物出資をするために、社団法人も発起人となる（商法第168条第2項）。
  - 発起人は、現物出資に関する事項を定め、定款（商法第168条第1項第5号）、株式申込書（商法第175条第1項第7号）に記載するとともに、払込期日を定める。
  - 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
- ③ 株式会社の成立後において現物出資を行う場合
  - 株式会社の取締役会は、払込期日（商法第280条ノ2第1項第2号）及び現物出資に関する事項（同項第3号）を定め、株式申込書に記載する（商法第280条ノ6第3号）。
  - 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第280条ノ8）が必要となる。
  - ②、③を通じ、現物出資に関する事項としては、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産を含む。）、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等が考えられる。
- ④ 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、解散事由としての存立時期（民法第46条第1項第5号、第68条第1項第1号）を定め、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、存立時期の定めにつき登記することを要する（民法第46条第1項第5号）。
  - 法人の存立時期は、事業を現物出資すべき日（払込期日）とする。
- ⑤ 社団法人は、解散と同様の要件の下で、理事が、株式会社側に対し、事業を現物出資すべきことを決議する（民法第53条）。
- ⑥ 定款に解散後の残余財産の帰属権利者の指定がなく、又は、これを指定する方法の定めがない場合、社団法人の理事は、総会の決議に従って、類似の目的のためにする処分方法を定め、主務官庁の許可を得る（民法第72条第2項）。
  - この点について定めなかった場合、残余財産は国庫に帰属する（民法第72条第3項）。
- ⑦ 社団法人の理事は、株式会社に対し、払込期日において、現物出資の給付を行う（商法第172条、第177条第3項、第280条ノ14第1項）。
  - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、現物出資に伴い株式会社に移転する債権

- の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
- 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）及び代表取締役は、現物出資に伴い株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
  - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
  - 株式会社は、社団法人に対し、出資の対価として株式を発行する。
  - 社団法人が取得した株式は、速やかに処分すべきである。その場合、適切な対価を取得することを要する。
- ⑧ 社団法人の清算人は、法人の存立時期の到来後、解散の登記手続を行い、かつ、主務官庁に届け出る（民法第77条第1項）。
- ⑨ 社団法人の清算人は、その他の清算事務を行う（民法第78条から第80条まで参照）。
- ⑩ 社団法人の清算人は、帰属権利者に残余財産の引渡しを行う（民法第78条第1項第3号）。
- 社団法人の社員は、残余財産の分配を受け、又は、残余財産から出資の払戻を受けることはできない。
  - 残余財産は、その帰属権利者とされた者に対して引き渡される。
- ⑪ 社団法人の清算人は、主務官庁に対し清算終了の届出を行う（民法第83条）。

**（4）社団法人・財団法人が目的（事業）を変更して、従来行ってきた事業を株式会社に譲渡し、残存する又は追加された事業を継続することとして公益法人が存続する場合**

- ① 社団法人・財団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
- 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
  - 既存の株式会社に対して事業を移転しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 社団法人・財団法人の目的（事業）を変更する。
- 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、目的（事業）に必要な変更を加えた上で、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
  - 財団法人は、寄附行為の定めに従って、変更可能な範囲内において、所定の機関が、所定の方法により寄附行為を変更し、目的（事業）に必要な変更を加える。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
- ③ 社団法人・財団法人は、株式会社に対し、目的（事業）の変更により、公益法人の目的に含まれないこととなった従来事業を譲渡する。
- 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用契約関係の承継、受益者の地位の承継等がある。
  - 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款（商法第168条第1項第6号）及び株式申込書（商法第175条第2項第7号）への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。

- 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立（商法第246条）となること  
があり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。
- ④ 社団法人・財団法人の理事と株式会社の代表取締役は、事業譲渡契約の履行を行う。
  - 理事は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
  - 理事及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引  
受に関する承諾を得る。
  - 理事は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
  - 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。
  - 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立  
後にされることとなる（商法第168条第1項第6号参照）。
- ⑤ 目的（事業）の変更後、社団法人・財団法人は、変更後の目的に従って、残余事業を継続し、又は  
新たな事業を開始し、株式会社は、譲渡を受けた事業を行う。

**（5）社団法人・財団法人が目的（事業）を変更して、従来行ってきた事業を株式会社に現物出資し、  
残存する又は追加された目的に従って事業を継続することとして公益法人が存続する場合**

- ① 社団法人・財団法人の事業の現物出資先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の  
設立手続を開始する。
  - 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
  - 既存の株式会社に対して事業を現物出資しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要であ  
る。
- ② 社団法人・財団法人の目的（事業）を変更する。
  - 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第  
1項本文）、目的（事業）に必要な変更を加えた上で、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2  
項）。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
  - 財団法人は、寄附行為の定めに従って、変更可能な範囲内において、所定の機関が、所定の方法  
により寄附行為を変更し、目的（事業）に必要な変更を加える。理事は、目的変更につき登記す  
ることを要する（民法第46条第2項）。
- ③ 株式会社の設立時において現物出資を行う場合
  - 社団法人・財団法人が事業の現物出資をするために、社団法人・財団法人も発起人となる（商法  
第168条第2項）。
  - 発起人は、現物出資に関する事項を定め、定款（商法第168条第1項第5号）、株式申込書（商  
法第175条第1項第7号）に記載するとともに、払込期日を定める。
  - 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
- ④ 株式会社の成立後において現物出資を行う場合
  - 株式会社の取締役会は、払込期日（商法第280条ノ2第1項第2号）及び現物出資に関する事  
項（同項第3号）を定め、株式申込書に記載する（商法第280条ノ6第3号）。
  - 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第280条ノ8）が必要となる。
  - ②、③を通じ、現物出資に関する事項としては、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財



産・消極財産を含む。)、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等が考えられる。

⑤ 社団法人・財団法人の理事は、株式会社に対し、払込期日において、現物出資の給付を行う（商法第172条、第177条第3項、第280条ノ14第1項）。

- 理事は、現物出資に伴い株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
- 理事及び代表取締役は、現物出資に伴い株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
- 理事は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
- 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、出資の対価として株式を発行する。
- 社団法人・財団法人が取得した株式は、速やかに処分すべきである。その場合、適切な対価を取得することを要する。

# 休眠法人の整理に関する統一的基準

昭和60年9月17日  
公益法人指導監督連絡会議決定  
改正 昭和63年3月10日

民法第71条後段に規定する「正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザル」公益法人（以下「休眠法人」という。）の整理に関する統一的基準は下記のとおりとする。

各主務官庁は、この基準に基づき、それぞれ所管の公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等に関する要綱を定め、所管休眠法人の整理促進に努めるものとする。

## 記

### 1 公益法人の調査

主務官庁は、各府省大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規制（以下「監督規制」という。）に定める報告、届出等を3年以上怠っている公益法人（報告、届出等を行っているが、その内容が著しく事実に反しているもの又は全く事業を行っていないものを含む。以下「法人」という。）について、登記簿により法人の概況を把握するとともに、次に掲げる事項を調査し、法人の実態を把握する。

- (1) 事務所及び職員の状況
- (2) 理事の状況
- (3) 事業の実施状況
- (4) 資産及び会計の状況
- (5) 社団法人にあつては、社員及び総会の状況
- (6) 備付書類の状況
- (7) 法人登記の状況

### 2 休眠法人の認定

主務官庁は、上記1の調査結果等に基づき、主として、次に掲げる事由を総合的に判断し、休眠法人と認定する。

- (1) 引き続き3年以上事業を行っていないこと
- (2) 理事が存在しないこと又はその任期が3年以前に満了していること
- (3) 理事の所在が確認できないこと
- (4) 事務所及び職員が存在しないこと
- (5) 主務官庁の監督規則に基づく報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること
- (6) 引き続き3年以上にわたって収入及び支出がないこと

- (7) 社団法人にあっては、引き続き3年以上にわたって総会が開催されていないこと
- (8) 財団法人にあっては、基本財産が存在しないこと

### 3 休眠法人の解散指導及び設立許可の取消し

休眠法人と認定した法人については、次の方法により、その整理を行うものとする。

#### (1) 理事の存在が確認された場合

主務官庁は、当該理事に対し、解散の指導を行い、自主的に解散させるものとするが、これに應じない場合は、あらかじめ理事について聴聞を行った上で、設立許可の取消しの処分を行い、この旨を理事に告知する。

#### (2) 理事が存在せず、又はその所在が確認できない場合

主務官庁は、設立許可の取消しの処分を行い、その旨を官報に掲載する。

### 4 解散登記の嘱託

前記3の取消処分の告知又は取消処分の官報掲載を行った場合は、主務官庁は、必要な期間を経過した後、当該法人事務所所在地の登記所に解散登記の嘱託を行う。

## 休眠法人の整理に関するモデル要綱

昭和60年12月5日  
公益法人指導監督連絡  
会議幹事会了解事項

改正 昭和63年3月10日  
平成4年8月7日  
平成6年9月20日  
平成8年1月31日

この要綱は、休眠法人の整理に関する統一的基準（昭和60年9月17日 公益法人指導監督連絡会議決定、以下「基準」という。）に基づき、〇〇大臣の所管に属する公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等休眠法人の整理促進に必要な事項を定めるものとする。

## 1 公益法人の調査

基準1に定める法人の調査は、次の方法により〇〇〇〇が行うものとする。

### （1）法人の概況の把握

#### ア 法人登記簿の確認

当該法人の事務所の所在地を管轄する登記所から登記簿謄本の交付（別紙1-1）を求め最終登記の年月日及びその内容を把握する。

#### イ 理事の存在の確認

##### （ア）登記簿が存在する場合

登記簿に記載された理事の住所をもとに電話、配達証明郵便、住民票（別紙1-2）、戸籍謄本（別紙1-3）、官報公告（別紙1-4）等により、理事の存在、現住所を確認する。

##### （イ）登記簿が存在しない場合

登記簿が存在せず、理事の住所が明らかでないときは、官報公告等により理事の存在、現住所の確認に努める。

### （2）事業の実施状況等調査

理事の存在が確認された法人については、理事又は理事代表者（以下「理事」という。）等に対し、事業の実施状況等について調査（別紙2）を行う。

## 2 休眠法人の認定

基準2に定める休眠法人の認定は、別紙2の調査票の各項目についての調査結果等を総合的に判断し、〇〇〇〇が行うものとする。

## 3 聴聞

基準3に定める聴聞は、次の方法により〇〇〇〇が行うものとする。

### （1）聴聞の通知

聴聞を実施しようとする場合は、理事に対して設立許可取消処分の理由、聴聞日時、場所、聴聞事項

等について、1週間前までに文書により通知（別紙3-1）しなければならない。

この文書は、配達証明郵便で送付するものとする。

なお、前記の通知を出しても理事が聴聞に応じない場合は、聴聞を経ないで設立許可の取消しの処分をすることができる。

#### （2）聴聞の実施

まず、出席者を確認した後、調査結果に基づき休眠法人認定事由を説明し、これについて被聴聞者から証拠に基づく弁明、反論を求める。

聴聞の結果は、聴聞調書（別紙3-2）にまとめるものとする。

### 4 設立許可の取消処分

基準3に定める設立許可の取消しの処分は、〇〇〇〇が行うものとし、この処分を行った場合において、理事の存在が確認されているときは、理事にその旨を告知（別紙4-1）し、理事が存在せず又はその所在が確認できないときは、その旨を官報に公告（別紙4-2）する。

### 5 解散登記の嘱託

基準4に定める登記所に対する解散登記の嘱託は、〇〇〇〇が次により行うものとする。

設立許可の取消処分を、理事に告知したときはその到達後に、官報公告を行ったときは20日経過後に、速やかに当該法人の各事務所の所在地の登記所に行う（別紙5-1、5-2）。

### 6 裁判所への通知

設立許可の取消処分を行った場合には、解散及び清算の監督を行う裁判所に対して、速やかに通知する（別紙6）

（注）別紙は省略

## 第一 基本財産をめぐる論点について

### 【ポイント】

- これまで特段の定めのない基本財産の処分に当たり、財団法人と所管官庁が着目すべき点を整理
- これと関連して、基本財産の種類や運用方法の変更と許可との関連といった実務上参考になる点等も整理

### I 基本財産に係る指導監督の現状について

- ・基本財産の定義：民法上の規定はなく、指導監督上位置付け
1. 財産種別及び運用方法の制限について
    - ・安全、確実な運用を求めるとともに、不適当な運用方法を例示
  2. 処分の制限について
    - ・基本財産の処分は原則禁止
  3. 基本財産の規模について
    - ・特段の規定はなく、事業規模等から総合的に判断

### II 基本財産についての考え方の整理

- ・本来的には、法人の自己責任による自由な運用ができる限り認められるべき。一方、公益法人としての在り方に関わるような論点の検討に当たっては、公益法人制度の抜本的改革の動向にも十分留意する必要
- ・従来不明確であった部分の改善を図りつつ、指導監督の統一性、整合性を図り、法人運営にも資するよう基本的事項を整理

#### 1. 基本財産の処分に当たって留意すべき事項

- ・基本財産の処分による公益事業の継続にはやむを得ない面あり
- ・基本財産の処分が所管官庁の裁量に委ねられてきたことが、法人活動の制約要因となっていたことを踏まえ、処分に当たっての基本的事項を整理し、実務に資する

#### <留意事項>

- ・処分が法人の財務の健全性、事業の継続性にどのような影響があるのかに着目
- ・これらに加え、処分手続の妥当性やガバナンスの適正性といった点も踏まえ、多面的に確認し、総合的に判断

- ① 法人財務の健全性と事業の継続性

- ・基本財産の処分以外に方法がないか確認（特定資産の有無や資産の状況等）
- ・原則として最低限必要な額に限る。ただし、複数年分の必要額の処分もあり得る
- ・処分財産と事業の継続性との関係にも留意
- ・積戻し条件については、個々の実態を踏まえた指導監督が必要
- ・一定の処分額等の基準の提示は現時点では困難→抜本的改革の議論において整理・検討すべき
- ② 手続の妥当性について
  - ・議事録や委任状の提出状況等を確認
- ③ ガバナンスの適正性について
  - ・指導監督基準が客観的指標として参考（理事会等機関の状況、役員報酬等の水準、適切な会計処理等を確認）

## 2 その他基本財産の取扱いに関して注意すべき事項

- ① 基本財産の種類について
  - ・法人の目的・事業を踏まえ適切に判断
- ② 基本財産の運用方法と許可の取扱いについて（個別事項としてのオーバーパー債券の取扱い）
  - ・運用換えについては、許可不要とする扱いが望ましい
  - ・法人の財産運用と所管官庁の円滑な指導監督のためにも、財産運用規程の整備が望ましい
  - ・オーバーパー債券の運用についても、運用財産による補填が可能な場合にはこれを認め、処分許可も不要
  - ・基本財産全体をポートフォリオとして把握し、リスク管理を行うアプローチについては、抜本改革の動きを注視
- ③ 会計基準との関係
  - ・減価償却、時価評価の実施との関連において、会計上の評価と法人による実際の財産処分との区別、評価による基本財産が増加した場合の対応の必要性

## 第二 内部留保の在り方について

### 【ポイント】

- 公益法人の内部留保をめぐるこれまでの議論や内部留保に関する基本的考え方を整理
- 公益法人の内部留保に対する基本的考え方を今後の方向性として提示するとともに、現行基準の取扱いについて関係者に徹底

### I 指導監督基準における規制

#### 1. 指導監督基準の改正の経緯

- ・平成8年の当初の基準では技術的検討の必要性を指摘→平成9年12月の改正で具体的に規定

#### 2. 「内部留保」の定義

- ・総資産額－財団法人の基本財産－公益事業基金－法人運営に不可欠な固定資産－将来の支払いに充る引当資産等－負債相当額

## II 現行基準に対する意見等

- ・内部留保を用いて企業より優位に競争したり、給与等による実質的利益分配を避けるためにも制限は必要
- ・公益事業基金にすれば差し引ける点を踏まえ、定義を厳格化すべき
- ・一定の内部留保がなければ事業継続困難
- ・水準について弾力的運用が必要。また、寄付金など拘束性の高いものも含め剰余金的に取り扱うのは問題

## III 「内部留保」に対する考え方の整理

### 1. 検討の視点

- ・内部留保の定義
- ・内部留保水準等に対する論点の整理（30%水準、ペイアウト・ルール、実質的利益分配の防止策、使途制限）
- ・基本財産と内部留保の関係

### 2. 内部留保に対する考え方の整理

- ① 内部留保の在り方を検討する際の基本的な考え方について
  - ・公益活動のための「バッファ」としてある程度の内部留保は必要との考え方から議論する必要はないか
  - ・内部留保が大きいことが問題ではなく、必要な活動を行っていないことが問題ではないか。また、説明責任が果たせる積立では正当化されるのではないか 等
- ② 内部留保の定義について
  - ・資産から負債を引いた正味財産の部の問題として定義すべきではないか
  - ・「公益事業基金」の定義の明確化が必要ではないか 等
- ③ 内部留保に対する規制の在り方について
  - ・ペイアウト・ルールを設けた場合にも内部留保額の上限は必要ではないか
  - ・企業会計でいう内部留保（利益の留保）とは異なることに留意する必要があるのではないか 等
- ④ 内部留保額に対する評価の在り方（内部留保水準）について
  - ・フロー／ストックの両面で検討する必要があるのではないか 等
- ⑤ その他
  - ・基本財産との関係等

## IV 諸外国における内部留保の取扱い

### 1. 米国の事例

- ・内部留保額の上限（3倍）、適正支出（プライベート・ファウンデーションに対する5%（総資産額の市場価格に対する比率）ルール）

### 2. 英国の事例

- ・準備金（内部留保）に対する説明責任の全う

### 3. ドイツの事例

- ・内部留保として許容される資金を指定（①使途が限定された準備金、②運転資金準備金、③任意準備金）



## V 内部留保に対する規制の在り方

### 1. 内部留保に対する基本的考え方について

- ・基本的には経営判断の問題

### 2. 内部留保に関する規制の在り方について

- ・水準だけでなく、増減状況、会費等の適正性、公益活動の状況といった複合的な視点からの検討が必要
- ・総資産からの控除項目の考え方の徹底

### 3. 内部留保に関する今後の検討課題について

#### ① 今後の内部留保の規制の在り方について

- ・パイアウト・ルールの導入といった適正な公益活動の実施と内部留保の蓄積を防ぐインセンティブを与える新たなルールの導入も有効

#### ② 内部留保の定義について

- ・正味財産を広義の内部留保と捉えることにより、新会計基準案における「一般正味財産」の部をベースに定義できないか

## 第三 自己評価導入の検討について

### 【ポイント】

- 自己評価の導入を図っていくことが適当。自己評価の実施を奨励
- 自己評価の内容は法人内部のガバナンスの充実強化等の観点を中心に考察
- 自己評価結果の公表は当該法人の任意
- 参考として公益法人自己評価モデル案を提示

## I 非営利組織の評価の現状

- ・非営利組織は、市場を介さず自主判断により直接受益者にサービスを提供することとなる反面、その活動はステイクホルダー（利害関係人）が不明確であるため客観性が乏しくなる傾向。  
→独立行政法人、第三セクター等における評価の制度化やNPOで評価制度を推進する動き
- ・一般的に公益法人は、主務官庁が行う立入検査等の他律的チェックの評価に依存する傾向が見られ、法人の判断で独自の評価を行っているところは少数

## II 自己評価の導入の必要性

### 1. 自己評価の意義

- ・第三者評価は客観性に優れるものの、費用負担が必要→我が国には時期尚早
- ・公益法人における評価制度導入の端緒として、自己評価の実施を念頭に置いて検討
- ・現在の公益法人を取り巻く環境と自己評価の関連について検討を行い、その主なものは以下のように整理し、自己評価導入を推進
  - ① 受託者責任の明確化
  - ② 円滑な公益法人改革の実施

- ③ 事業のより効果的、効率的な実施
- ④ 公益活動を振り返ることを通じて、実施する事業や組織の改善を行うことで公益事業を活性化
- ⑤ 公益法人の信頼回復や公益法人のアピールの手段として有効

・小規模法人への負担も配慮し、当面は法人の自主的な取組を期待して、自己評価の実施の奨励

## 2. 自己評価の内容

- ・自己評価の普及を目指すため、自己評価のモデル案を考察
- ・モデル案は、どの法人にとっても導入しやすい形にするため、一般的・基礎的な評価項目を設定し、かつ、法人の負担が少なく簡便な方法であるチェックリスト形式を採用
- ・各法人の公益事業は様々であるが、まずは法人内部のガバナンスの充実強化等といった観点からモデル案を考察。その評価項目は以下の5つに分類
  - ① 公益法人の目的と実際の活動の関係
  - ② 公益法人の活動の活性化
  - ③ 公益法人の適正な運営と透明性の確保
  - ④ 公益法人の財務会計
  - ⑤ 公益法人の組織管理
- ・各公益法人は、自己評価の実施責任者を定めて、毎年定期的に自己評価を行うことが望ましい
- ・各法人の事業実態に照らして、各法人が更に独自の評価項目を追加することも奨励
- ・自己評価結果の公表は当該法人の任意。ただし、自己評価は法人のガバナンスの一環として法人が評価する性格のものであるから、少なくとも法人役員には報告すべき

### (参考) 公益法人の効率的・自律的な事業運営の在り方等に関する研究会メンバー

- ◎能見 善久（東京大学教授）
- 神田 秀樹（東京大学教授）
- 太田 達男（（財）公益法人協会理事長）
- 亀岡 保夫（公認会計士）
- 渋谷 幸夫（公益法人運営コンサルタント）
- 玉國 文敏（中央大学教授）

※ ◎は座長、○は座長代理を示す。

## 行政改革大綱（抄）

平成 12 年 12 月 1 日  
閣 議 決 定

## 5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

## (1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

## (2) 財政負担の縮減・合理化

## ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等（以下、「補助金等」）については、上記（1）の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

## イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

(ア) 国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。

(イ) 国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人については別途検討する。

(ウ) 官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

## (3) 措置期限・経過措置等

i) 上記（1）、（2）の改革は、平成 13 年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成 17 年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。

ii) なお、それまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）の規定の徹底を図る。

iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方の検討及び

公益法人会計基準の改善策の検討を行う。

iv) また、役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、所要の措置を検討する。

(4) 地方公益法人に係る措置

都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行うものとする。

## 「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について

平成17年3月2日  
公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ

「今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）」6（1）イ（ア）「適切な退職管理」（ii）に基づき、下記のとおり、所管公益法人に対する指導等を行うこととする。

## 記

1. 各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、平成17年4月1日以降、国家公務員出身者が離職後2年以内に国と特に密接な関係を持つ公益法人の常勤役員に就任する際には、あらかじめ、所管府省に対して報告を行うよう指導するとともに、各府省は、所管公益法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。
2. 上記1.の「国家公務員出身者」とは、国家公務員の退職者（退職予定者を含む。以下同じ。）のうち、本府省の課長相当職以上（地方支分部局等における本府省の課長相当職以上（教育職を除く。）を含む。）の経験者とする。
3. 上記1.「国と特に密接な関係を持つ公益法人」とは、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「公務員制度改革大綱に基づく措置」という。）に定められているとおり「国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人」とする。
4. 各府省が行った報告の内容等は、毎年1回、内閣官房及び総務省において取りまとめ、公表するものとする。

## 1. 報告事項

- (1) 常勤役員の地位に就こうとしている国家公務員出身者（以下「役員候補者」という。）の最終官職（官房付等の退職者については、その前官職名も併せて記載する。）
- (2) 役員候補者の離職（予定）の日
- (3) 役員候補者が就任しようとしている地位及び就任予定日

## 2. 報告の添付書類

- (1) 当該公益法人の業務概要（国との「特に密接な関係」の状況を含む）
- (2) 当該公益法人の役員名簿（公務員制度改革大綱に基づく措置を踏まえ、常勤・非常勤の別及び国家公務員出身者である役員については最終官職等を付記したもの）
- (3) 当該公益法人の役員報酬・退職金規程
- (4) 当該公益法人の役員在任年齢に関する規程
- (5) 役員候補者の略歴（最終官職については俸給表及び級の別を付記したもの）

## 3. 報告の時期等

- (1) 各府省は、原則として、役員に就任することが予定されている日の3週間前までに、総務省に対し報告を行う。
- (2) 総務省は、上記3.(1)の報告を受けた後、当該公益法人に係る閣議決定等の遵守に関する確認等を行った上で、内閣官房に報告する。